

## **[事案 27-7] 契約解除取消請求**

・平成 28 年 4 月 5 日 和解成立

### **<事案の概要>**

不告知については、不告知教唆があったからであるとして、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立のあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下の理由により、告知義務違反により解除された死亡保障特約を 4 年前に契約した当時の特約に戻してほしい。

- (1) 1 年前の契約内容変更時に、募集人には「肝機能の数値」の件を告知していた。
- (2) 告知書には募集人の指示通り記入したにもかかわらず、一方的に解除された。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 事実関係の調査・確認の結果、募集人による不告知教唆の事実は確認されなかった。
- (2) 申立人は、健康診断の「肝機能検査」「血圧測定」において、「要医療（病院で診察を受けて下さい）」と指摘されていた。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および事後処理に当たった保険会社職員に対して事情聴取を行った（当時の募集人は既に保険会社を退職しており、事情聴取を実施できなかった。）。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による告知義務違反の教唆があったとまで認めることはできないが、健康診断の結果については、申立人と募集人との間で何らかの誤解があったことが窺われ、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。